

## <事業概要>

### 感染症検査機関等設備整備事業

#### 1 事業内容

県が行う新型コロナウイルス感染症の検査に必要な設備を整備する。

#### 2 対象施設

- (1) 「地方衛生研究所の機能強化について」（平成9年3月14日厚生省発健政第26号厚生労働事務次官通知）に基づき知事が設置した地方衛生研究所
- (2) 知事又は県内の保健所設置市の長が無症状濃厚接触者等に係る新型コロナウイルス感染症行政検査業務を委託した検査機関
- (3) 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金の対象設備について、すでに同補助金で受けた内示を取り下げている感染症検査機関
- (4) その他知事が特に必要と認める医療機関等

#### 3 事業期間

令和5年4月1日から令和5年5月7日まで

(※当該期間中に購入・発注・契約・納品・支払したものが対象。)

#### 4 対象経費及び基準額

新型コロナウイルス感染症検査機関等が検査に必要な設備を整備するために必要な次に掲げる経費

- (1) 次世代シーケンサー 実費額
- (2) リアルタイムPCR装置(全自動PCR検査装置を含む) 実費額
- (3) 等温遺伝子増幅装置 実費額
- (4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置 実費額

#### 5 補助率

10分の10